

法人向けまる得ランチサービス利用規約

KDDI Biz Edge 株式会社（以下、「当社」という）の提供するまる得ランチサービス（以下、「本サービス」という）を利用する会員は、法人向けまる得ランチサービス利用規約（以下、「本規約」という）に同意の上、本サービスを利用するものとします。

第1条（本規約の適用）

1. 本規約は、当社が提供する本サービスの利用に関して遵守すべき事項を定めるものです。会員は、本規約に同意の上、本サービスを利用するものとします。本規約は、本サービスを利用するすべての会員に適用されます。会員は、本契約の有効期間中、本規約に従って本サービスを利用することができます。

2. 当社は、法令、税制等が改正された場合、経済情勢が変化した場合、その他当社が必要と判断した場合に、本規約を変更することがあります。この場合、効力発生日の1か月前までに、変更後の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（別紙2）、又はその他の適切な方法により周知します。

第2条（定義）

1. 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

（1）本契約とは、第4条に基づき会員と当社の間で締結される契約をいいます。

（2）会員とは、第4条に規定する入会条件を満たし、且つ当社が入会を承諾した法人又は団体であるお客さまをいいます。

（3）利用者とは、会員の従業員（会員と雇用契約等を交わした者）であって、従業員向け利用規約である「利用者向けまる得ランチサービス規約」（以下、「利用者向け規約」という）に定める本サービスの利用条件及び利用方法を遵守したうえで本サービスを利用する者をいいます。

（4）本サービスとは、当社が会員に提供するまる得ランチクーポンの発行及び当該クーポンの発行に必要とされるまる得ランチクーポンシステムをいいます。

（5）まる得ランチクーポンとは、利用者に対して発行される電子クーポンであり、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」という）が提供する au PAY アプリ上に記録され、本サービスの提供範囲内において利用できる金銭的価値を証するものをいいます。まる得ランチクーポンの有効期限及び利用方法等は、利用者向け規約に定めるところによるものとします。なお、有効期限を過ぎたまる得ランチクーポンの払戻しや交換は行わないものとします。

（6）まる得ランチクーポンシステムとは、利用者がまる得ランチクーポンを利用できる au PAY 加盟店に対して au PAY アプリを提示し、まる得ランチクーポンを利用することで、商品

代金の全部又は一部を支払うことができるシステムです。このシステムは、まる得ランチクーポンの発行にあたり提供される My KDDI Biz 総合 システム(以下、「My KDDI Biz」という)、au PAY アプリ、利用者向け規約で定めるまる得ランチアプリ等により構成され、これらに限らず本サービスを提供するうえで必要となるハードウェア、ソフトウェア、アプリケーション、第三者サービス全般をいいます。

(7) au PAY アプリとは、利用者が自己の保有するスマートフォンその他の電子機器にダウンロードし、所定の認証を経て起動することによって au PAY サービスを利用することができるソフトウェアをいいます。なお、この au PAY アプリは KDDI が提供します。

(8) au PAY 加盟店とは、本サービスを利用した決済を行うことのできる au PAY 加盟店のうちまる得ランチクーポンを利用できる店舗をいいます。

(9) 利用者スマートフォンとは、利用者の保有するスマートフォンその他の電子機器であって、au PAY アプリ等がインストールされ、本サービス決済を利用できる機器をいいます。

(10) 決済金額とは、利用者がまる得ランチクーポンを利用できる au PAY 加盟店に対して負担する、当該加盟店における商品の対価としての代金をいいます。

(11) まる得ランチクーポン残高とは、au PAY アプリ上にまる得ランチクーポンが発行され、利用者が利用することのできるまる得ランチクーポンの残高をいいます。

第3条 (個別規約等の適用)

1. 会員は、本サービスを利用するにあたり、本規約の他に My KDDI Biz 規約等の個別規約等が適用されます。本規約の内容が個別規約等と異なる場合には、個別規約等の定めが優先するものとします。

2. 会員は、まる得ランチクーポン及びまる得ランチクーポンシステムが、KDDI の au PAY 決済システムを利用して行われることを理解するものとし、同社が別途定める au ID、au PAY 決済システムに関する諸規程及び細則を遵守するほか、当社が求める利用環境を整えるものとします。

3. 会員は、利用者が本サービスを利用するにあたり適用される利用者向け規約、My KDDI Biz 規約、au ID 利用規約及び au PAY 利用規約等(以下、「本件利用規約等」という)の内容を利用者に周知徹底し、これを遵守させるものとします。

第4条 (入会契約)

1. 本サービスの入会を希望されるお客さまは、本規約を遵守することに同意し、当社所定の申込書(以下、「申込書」という)により入会申込みをするものとします。当社が申込み内容を承諾した時点で、お客さま及び当社間において本契約が締結されたものとします。

2. 当社は、会員が次号のいずれかに該当する場合、会員による申込みを拒否できるものとし

ます。

- (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
- (2) 申込書において虚偽記載、誤記、記入漏れ等があった場合
- (3) 本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

第5条（本サービスに係るコース）

1. 本サービスに係るコースは下表のとおりとし、お客さまは入会申込書にてコースを指定するものとします。

コース名称	コース内容
旧コース	au PAY 加盟店の全店舗でまる得ランチクーポンを利用することができるコース ※旧コースの入会申込は2024年10月末日に受付を終了します。
食事補助コース	au PAY 加盟店のうち「飲食店」又は「コンビニ」の 카테고リーに属するものであって、当社が指定したまる得ランチクーポンを利用することができる「食事補助（コンビニ・飲食店）」コース、「食事補助（飲食店のみ）」コースの2コース並びに、「飲食店」「コンビニ」及びそれ以外の 카테고リーに属する店舗のうち飲食料品を取り扱っている店舗を含めた「食事補助」コース、計3形態の食事補助コースがあります。
フリーコース	au PAY 加盟店の全店舗にてまる得ランチクーポンを利用することができるコース
セレクトコース	au PAY 加盟店のうち、会員により指定された店舗にてまる得ランチクーポンを利用することができるコース

2. まる得ランチクーポンを利用できる カテゴリーは、au PAY アプリ上の加盟店登録情報に準じて当社が決定します。カテゴリーが加盟店の実態と異なっていた場合であっても、当社は、会員及び利用者に対していかなる責任も負わないものとします。

3. 会員は、利用中のコースを変更する場合、変更希望月の前月5日までに、当社所定の変更届を提出するものとします。但し、会員は、いかなる場合であっても旧コースに変更することはできません。

第6条（本サービスに係る利用料金）

1. 本サービスに係る利用料金は、月額基本料及びコース適用料（以下、合わせて「月額サービス利用料金」という）並びにまる得ランチクーポン発行総額から構成されるものとし、その詳細は別紙1に定めるとおりとします。

2. セレクトコースについて、利用者がまる得ランチを利用しなかった場合であっても、暦月に従ってコース適用料が発生します。

第7条（まる得ランチクーポンシステムへのアクセス）

1. 当社は、会員及び会員が登録した利用者に対し、My KDDI Biz の ID 及びパスワードを発

行し、これを貸与します。

2. (1) 会員は、My KDDI Biz の ID 及びパスワード（管理者用アカウントと利用者用アカウントとを問わず）の紛失又は盗難等にあった場合において、第三者が利用できる状態であると会員が判断した場合は、直ちにまる得ランチサービスサイト（別紙2）に記載のお問い合わせ窓口へ通知のうえ、本サービスの停止を申請するものとします。

(2) 当社は、会員又は利用者が、ID 及びパスワードの紛失又は盗難等により損害を被ったとしても、一切責任を負わないものとします。

3. まる得ランチクーポンシステムにアクセスできる ID 及びパスワードの扱い等については、My KDDI Biz 利用規約の定めるところによるものとします。

第8条（遵守事項等）

1. 会員は、利用者に対して発行したまる得ランチクーポンを、au PAY 加盟店における商品、役務又はサービスの対価として代金の支払のために利用させることができます。

2. まる得ランチクーポンの発行にあたり、本件利用規約等に基づいた適正な利用がなされているかの確認は、会員の責任において行うものとします。

3. 会員は、利用者の退職等により、利用者資格を失ったときは、当社の所定方法で直ちにまる得ランチクーポンシステムへのアクセス権限を解除しなければなりません。

4. 会員は、利用者に対して本件利用規約等の内容を周知するとともに、これを利用者に遵守させるものとします。

5. 会員は、利用者が本件利用規約等の定め違反した場合、直ちに当該違反を是正するものとします。

第9条（免責事項）

1. 当社は、本サービスについて、会員若しくは利用者が期待する水準、正確性、有用性、又は会員及び利用者の使用目的への適合性等を保証するものではありません。

2. 当社は、会員又は利用者による本サービスの選定、利用、運用管理又は本サービスの利用結果等について責任を負うものではなく、会員、利用者又は第三者に生じた損害について当社はその責めを一切負いません。

3. 当社は、まる得ランチクーポンの会員から利用者等への支給について会員及び利用者等の税務上の効果についていかなる法律上の保証を行うものではなく一切の責任を負いません。税法等の解釈、税務上の措置については会員の責任においてなされるものとします。

4. まる得ランチクーポンは、利用者による au ID の変更若しくは退会又は au PAY アプリの設定状況の不備等によりまる得ランチのまる得ランチクーポンが発行されない場合があります。その他、利用者情報登録の不備、操作の誤りが原因でまる得ランチクーポン未発行が生じた場

合、当社の責に帰すべき明白な事由がある場合を除き、通常到着すべき時に到着したものとみなし、当社は、会員、利用者及びその他の第三者に対して何らの責任を負わないものとします。

5. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、会員又は利用者に対する事前の通知なくまる得ランチクーポンの利用を制限します。この場合、当社は、会員又は利用者 に損害が生じたとしても、会員又は利用者に対する損害賠償責任等の一切の責任を負いません。

(1) 火災、停電、天災等の不可抗力により、当社の責に帰することができない事由に起因して本サービスの提供が不能又は困難になった場合

(2) 会員による本サービスの誤った利用方法、利用者によるまる得ランチクーポンの誤った利用方法、その他利用者スマートフォンの誤設定・不具合・故障等に起因する場合

(3) 本サービスを提供するために使用するネットワーク若しくは設備を工事又は保守する必要がある場合

(4) au PAY サービス利用規約の制限・免責にかかる定め、及び au PAY アプリ利用規約の利用の一時中断等にかかる定め に該当する場合

(5) その他、当社又は KDDI が合理的な事由により、本サービスの利用を一時中断又は一時停止する必要があると判断した場合

(6) 政府、国税庁、その他の行政機関からの命令、法令の改正等により当社及び KDDI の責に帰することができない事由に起因して本サービスの中止、一時停止又は本サービスが終了した場合

(7) その他当社の責めに帰することができない事由のある場合

6. 当社は、運用上その他の当社が必要と認める場合に、事前の通知・催告なく本サービスの一部又は全部を停止又は変更することができるものとします。また、当社は、当社所定の方法で事前に通知することにより、本サービスの提供を全面的に終了することができるものとします。これらの停止・変更・終了に起因する損害については一切の責任を負わないものとします。

第10条 (料金の支払い等)

1. まる得ランチクーポンの発行総額は、第11条第1項に基づき会員が設定した金額とし、第11条第2項乃至第5項に基づき、実際に発行された金額とします。

2. 当社は、月額サービス利用料金及びまる得ランチのクーポン発行総額を第11条に基づきまる得ランチクーポンを発行する月の翌々月に請求します。なお、当社は KDDI に収納代行を委託するものとします。

3. 会員は請求書記載の支払期日までに、月額サービス利用料金及びまる得ランチのクーポン発行総額に対し消費税法及び地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て）を合わせて銀行口座振込又は口座振替にて当社に支払うものとします。なお、送金等に必要の銀行手数料等は、会員の負担とします。

4. 税法の改正により消費税法及び地方税法所定の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算するものとします。
5. 会員と収納代行会社、金融機関等の中で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとします。
6. 会員が当社に対する料金その他の債務の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から完済の日までの日数について、年14.5%の割合で算出した額を延滞利息として支払わなければなりません。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第11条（まる得ランチクーポンの発行等）

1. 会員が利用者に対し、まる得ランチクーポンを発行するためには、会員管理者による利用者の人数及び発行するまる得ランチクーポンの金額の設定、並びに利用者による au ID 連携設定を完了しなければなりません。
2. まる得ランチクーポンの発行日は、前項に定める設定を暦月25日までにを行った場合は翌月1日とし、暦月26日以降の場合は翌々月1日とします。
3. 会員は、利用者の人数又はまる得ランチクーポンの発行金額を変更する場合、変更する月の前月25日迄にまる得ランチサービスサイト（別紙2）に記載の方法にて当社へ届け出なければなりません。
4. 当社は、会員による前項の届出のあった場合は、届出をした日が属する月の翌月（以下、「変更月」という）から変更内容を適用し、変更内容をもとに算出した月額サービス利用料金及びまる得ランチのクーポン発行総額を請求します。
5. 当社は、第3項の会員による変更の届出がなされない限り、変更前の月額サービス利用料金及びまる得ランチのクーポン発行総額を請求します。

第12条（まる得ランチクーポン発行額の払戻し等）

1. 当社は、当社の責めに帰する場合及び第2項に規定する場合を除き、いかなる場合でも会員から当社に支払われた月額サービス利用料金及びまる得ランチのクーポン発行総額の払戻しを行わないものとします。
2. 会員は、次のすべての条件を満たす場合に限り、当社に対して、当社所定の様式により、まる得ランチクーポンの利用残高に相当する金額を上限として利用者のクーポン発行額を減算し、減算額の払戻しを求めることができます。なお、減算額の払戻しに係る振込手数料は会員が負担するものとします。
 - (1) 利用者に対して発行したまる得ランチクーポンの金額に誤りがあること
 - (2) 当社がシステム上で減算処理を行う時点でまる得ランチクーポンに利用残高が存在す

ること

3. 当社は、まる得ランチクーポンシステムの不都合により、まる得ランチクーポンの未発行が生じた場合であって、利用者がまる得ランチクーポンの再発行を希望し、会員を通じて申し出があったときには、当社が所定の方法で調査したうえ、まる得ランチクーポンを再発行することがあります。

第13条（通知・送付物）

1. 当社は、会員及び利用者への通知並びに送付物について、当社の定める方法で行うものとします。
2. 会員は、商号、代表者、住所、連絡先等送付物の送付先住所に変更がある場合は、変更する月の前月15日迄に当社所定の方法で届け出るものとします。
3. 当社は、前項の会員による届出がないために、当社からの通知及び送付物等が延着、又は到着しなかったことに起因して会員及び利用者へ損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。

第14条（退会届出）

1. 会員は、本サービスを退会するときは、退会しようとする月の5日迄に、当社所定の方法で届け出るものとします。
2. 会員は、前項の定めに従って届出をした場合、退会する月の24日をもって会員資格を失うものとします。

第15条（是正催告）

1. 当社は、会員において本規約に違背する事項があると認めた時は、会員に対してその違背行為の是正を催告することがあります。
2. 前項による催告を受けた会員は、当社が定める是正期間内に違背行為の是正を完了し、その結果を当社に報告しなければなりません。この場合、是正の実行の有無の確認のために当社が必要と認めたときは、会員は当社の求めに応じて是正実施を明らかにする関係資料の提出、利用者によるまる得ランチクーポンの利用状況の開示、是正したことを保証する書面の差入れなどに応ずるものとします。
3. 本条による是正催告は次条の解除を制限するものではなく、違背行為の内容・質・程度などにより、当社は是正催告を要することなく次条による解除をすることができるものとします。

第16条（契約の解除等）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、何らかの通知又は催告を

要せず即時に本サービスを停止するとともに本契約を解除することができるものとします。

(1) 本契約、本規約若しくは第3条の個別規約等に違反し、又はそのおそれがあると判断される場合

(2) 本サービスの月額サービス利用料金及びまる得ランチのクーポン発行総額その他金銭債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき

(3) 破産、会社更生、特別清算、若しくは民事再生手続き等の申立てを受け又は自らこれらの申立てをしたとき

(4) 支払いの停止又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(5) 仮差押、差押、仮処分又は競売手続きの開始があったとき

(6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡、廃止を決議したとき

(7) 信用状態が悪化し、又はそのおそれがあるものと当社が判断するとき

(8) 本サービスの円滑な運営を妨げるものと当社が判断した場合

(9) 当社に提供された会員情報の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

(10) 過去に本サービスの利用の登録を取り消された者である場合

(11) 反社会勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。)である、又は資金提供その他を通じて反社会勢力等の維持、運営若しくは関与する等反社会勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして当社が判断した場合

(12) 法令等に違反した場合

(13) 前各号いずれかに準ずる場合の他、当社が不適切と判断した場合

2. 会員は、前項各号のいずれかの事由により本契約を解除された場合には、本規約より発生する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに金銭債務を当社に弁済するものとします。

3. 第1項による本サービスの停止又は本契約の解除により、会員又はその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第17条 (契約の有効期間)

1. 本契約の有効期間は、第4条により本契約が締結された日から開始し、第14条の退会、第16条による解除又は第9条第6項に基づく本サービス終了日まで有効とします。なお、有効期間の終了後も利用者のまる得ランチクーポンの有効期間内であれば、利用者はまる得ランチクーポンを利用することができます。

2. 本サービスは、前項の退会又は解除されるまで、暦月に従って有効期間が月単位(1日から月末単位)で自動的に同一条件により更新されます。

3. 本サービスの退会、本契約の解除等により本契約が終了した場合、会員は本サービス利用の如何にかかわらず本契約の終了月までの料金を満額支払わなければなりません。

第18条（外部委託）

1. 当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を、第三者に委託する場合があります。
2. 前項の場合、当社は、当該委託先を適切に管理するとともに、委託業務について、本契約の規定と同等の義務を負わせるものとします。尚、当該委託先の責めに帰すべき事由により会員に損害を生じさせた場合、当該委託先の行為は当社の行為とみなし、当社はその責任を負うものとします。

第19条（権利の譲渡等）

会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。会員は、合併・分割その他事由により事業の譲渡を行った場合、公告又は取引所等への開示後速やかにその旨を当社に書面で通知するものとします。この場合、当社が書面で承諾した場合に限り、事業を承継した法人は本規約に基づく一切の権利義務を承継することができるものとします。

第20条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（協議解決）

当社及び会員は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第22条（個人情報）

1. 当社は、業務上知りえた会員及び利用者の個人情報について、当社及びKDDIが定めるウェブサイト（別紙2）において公開するプライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。
2. 利用者の個人情報の漏えい等により、利用者が損害を受けた場合は、漏えい等を為した主体が、当社又は当社が当社の責において個人情報を提供あるいは預託した相手先であるかを問わず当社がその損害を補償するものとします。ただし、この場合の補償は、利用者に現実生じた直接損害に限るものとします。

第23条（利用者の個人情報の開示等）

当社が、本サービス提供のため、当社が選定した委託先等に、利用者の個人情報を開示することについて、会員は予め承諾することとします。

第24条（知的財産権）

au PAY その他本サービスで表示又は使用される商標、ロゴマーク等の標章若しくは本アプリ等のソフトウェアにかかる商標権、特許権、著作権等の知的財産権は、当社、KDDI 又は正当な権利を有する第三者に帰属するものとします。会員及び利用者は、本サービス及び本サービスに含まれる情報等の転載・複製複写・改変を行うことができません。

2022年03月28日 制定

2023年04月28日 改定

2023年11月30日 改定

2024年03月25日 改定

2024年09月10日 改定

2025年04月01日 改定

2025年06月01日 改定

2026年04月01日 改定

別紙 1

【料金表】

コース名称	食事補助 コース	フリー コース	セレクト コース	旧コース (受付終了)
コース適用料 (税抜)	0円	0円	20,000円	/
月額基本料 (税抜)	$\frac{\text{まる得ランチクーポン発行総額} \times 10\%}{100}$ ※毎月発行されたクーポンの発行総額をもとに算出			
まる得ランチ クーポン 発行総額	会員が設定して毎月発行されたまる得ランチクーポンの発行総額			

別紙2

<リンク先一覧>

■当社ウェブサイト

<https://www.kddi-bizedge.com/product/business-support/>

■まる得ランチサービスサイト

<https://www.kddi-bizedge.com/lp/meal-allowance/>

■当社プライバシーポリシー

<https://www.kddi-bizedge.com/privacy/>

■KDDI プライバシーポリシー

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>

■まる得ランチに関するアプリケーション・プライバシーポリシー

<https://www.kddi-bizedge.com/product/meal-allowance/app-policy/>

※参照

■My KDDI Biz 総合 利用規約

<https://biz.kddi.com/support/service/online-support/terms/>

■au ID 利用規約

https://id.auone.jp/id/pc/legal/auid_terms.html

■au PAY サービス利用規約

<https://wallet.auone.jp/contents/sp/terms/aupay/index.html>

■au PAY アプリ/決済機能利用規約

<https://wallet.auone.jp/contents/sp/terms/apli/index.html>